

利便増進事業について

令和 7 年 10 月

久 喜 市

(1) 主な検討項目

現在、久喜市地域公共交通利便増進実施計画において検討している項目およびその内容は以下のとおりです。

①実施区域

久喜市全域を対象とします。

②事業の内容・実施主体

【事業①：駅・拠点バス停における待合環境整備】

事業内容	<u>《鉄道駅》</u> ①久喜駅西口から少し離れた場所に、バスターミナルを整備することが考えられており、これらの検討と合わせて、久喜駅におけるバス等の待合環境の整備を検討していく。 ②東鷲宮駅や鷲宮駅についてもバス等の待合環境の改善を検討していく。 <u>《拠点バス停》</u> 移動の目的地に近く、多くの利用者が見込まれるバス停等において、快適性向上のための待合環境の整備を図る。
実施主体	鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、埼玉県、久喜市
実施時期	令和10年度～

【事業②：公共交通マップの整備】

事業内容	公共交通をより利用しやすくするために、利用者目線に立った公共交通マップを作成する。 《主な記載内容》 ・鉄道の情報・民間路線バスの情報・公共交通の利用方法 ・主要施設への行き方・主要公共施設、観光施設等の案内等
実施主体	鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、久喜市
実施時期	令和9年度～

【事業③：利用促進キャンペーンの実施】

事業内容	県や本市が実施する様々なイベント等において、市民や民間事業者等が参加しながら公共交通に親しめる催しを実施するとともに、高齢者が集まる集会等で公共交通のPR活動を実施する。
実施主体	鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、久喜市
実施時期	令和10年度～

【事業④：公共交通運行内容の見直し】

事業内容	今後新たに整備される公共施設については、広域的なアクセスを考慮し、既存路線バスとの調整を図りながら路線の見直しを行っていく。 ・久喜駅東口の民間路線バスとの役割分担の見直し ・久喜駅西口の需要の見込める路線への見直し ・久喜駅東口と西口を循環する路線の必要性の検討 ・利用者の利用時間を考慮した運行ダイヤの見直し ・新たな公共施設へのアクセス方法の検討
実施主体	バス事業者、タクシー事業者、久喜市
実施時期	令和9年度～

【事業⑤：利用促進方策の検討】

事業内容	久喜地区、鷲宮地区、栗橋地区は鉄道による広域的な移動が可能なため地区内から最寄り駅までの利便性向上を図る。 菖蒲地区は、バスターミナルの有効活用やデマンド交通（くきまる）を含めて利用促進を図る。 栗橋地区と鷲宮地区は、運行する一部の路線バスの活用とデマンド交通（くきまる）の利用促進を図る。
実施主体	バス事業者、タクシー事業者、民間事業者、学校関係者、久喜市